

令和7年度版

牛久市住宅用環境配慮型設備 設置事業補助金

申請の手引き

【お問い合わせ・書類の提出先】
牛久市役所環境政策課 新エネルギー対策室
〒300-1292 牛久市中央3-15-1
電話：029-873-2111 内線 1568・1569
FAX：029-871-2260
E-mail:kankyou@city.ushiku.ibaraki.jp

令和7年5月19日改定

1. 補助対象者

市内に居住している方、又は市内に居住する予定の方で、次の要件のすべてに該当する方です。

- 1) 市内に自ら居住、又は居住しようとする住宅【延べ床面積の2分の1以上を住宅に使用する店舗を併用した住宅を含む。(以下「住宅等」という。)]に、新たに未使用の環境配慮型設備を設置する方又は環境配慮型設備付きの住宅を購入する方
- 2) 交付決定を受けた補助金の実績報告を、設置（又は引渡し）完了後（機器の保証期間開始日）2か月以内又は令和8年2月27日（金）のいずれか早い日までに提出することができる方
- 3) 申請書の提出日において、市税等（市民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料、保育料、学校給食費、幼稚園入園料、幼稚園授業料、下水道使用料及び市営住宅使用料）を滞納していない方
※申請日の属する年の1月1日時点で牛久市外に居住していた方は、申請日の属する年の1月1日時点で居住していた市区町村が発行する納税証明書等の税金の滞納がないことがわかる書類の添付が必要となります。
- 4) 申請者及び申請者と同一世帯の方が、設置しようとする設備と同種の設備に対し、過去に牛久市住宅用環境配慮型設備設置事業補助金交付要綱による補助金の交付を受けていない方
- 5) 申請者又は申請者と同一住所に居住する者が、県が実施している「いばらきエコチャレンジ」に登録し、家庭での省エネルギーの取り組みを行っている方

2. 受付期間

- 1) 受付開始：令和7年4月1日（火）
- 2) 受付時間：平日の午前8時30分～午後5時15分
（土日祝日、12月27日から翌1月4日は除く。）
- 3) 受付場所：牛久市役所 環境政策課（第3分庁舎2階）
- 4) そ の 他：申請は受付順とし、予算額に達した時点で受付終了となります。
※郵送不可

3. 補助対象設備等

(1)【補助対象設備及び補助予定台数】

最新の残台数は市ホームページで確認していただくか、環境政策課新エネルギー対策室（029-873-2111 内線 1568・1569）にお問い合わせください。

設備の種類	補助対象設備	補助予定台数
家庭用燃料電池システム (エネファーム)	燃料電池ユニット並びに貯湯ユニット等から構成され、都市ガス、LP ガスなどから燃料となる水素を取り出して空気中の酸素と反応させて発電し、発電時の排熱を給湯等に利用できるものであること。	10 台
蓄電システム	・電力を繰り返し蓄え、停電時や電力需要ピーク時など必要に応じて電気を活用することができるものであること。 ・住宅等に設置された太陽光発電設備（発電出力が10KW未満のものに限る。）と接続され、太陽光発電設備により発電される電力を充放電できるものであること。 ・蓄電池部から供給される電力が、当該住宅等で使用されるものであること。 ・国が申請年度に実施する補助事業における補助対象設備として、国の委託事業者により登録されているものであること。	55 台

注1. 補助対象設備は未使用品のみとなります。（中古品及びリース契約等により設置する場合は対象外）

注2. 蓄電システムは、令和6年度又は令和7年度に、国が実施する補助事業における補助対象設備として、国の委託事業者により登録されているものであることが必要です。

注3. 太陽光だけでなくエネファームとも連携する蓄電システムの場合は、エネファームが新設の場合のみ補助対象となり、補助金額はエネファームの補助金額となります。

注4. 国の補助金との併用は可となります。

注5. 蓄電池は発電出力が10kw 未満の太陽光パネルと連携していることが条件となります。（パネル設置場所は住居屋根のほか、同一敷地内であれば車庫の屋根も可となります。）

なお、発電出力の取扱いについては、太陽光パネルとパワーコンディショナーの出力のいずれか小さい方の値とします。

注6. 既設の太陽光パネルに新たに蓄電システムを連携する場合も対象になります。

注7. 補助対象設備は既存の同一設備を買い替える場合も対象になります。

注8. 補助台数については、変更となる可能性があります。(市ホームページにて最新の状況をご確認ください。)

(2)【補助対象経費及び補助金額】

設備の種類	補助対象経費	補助金額
家庭用燃料電池システム（エネファーム）	設備本体(燃料電池ユニット、貯湯ユニット等)及び付属品(リモコン等)の購入費並びに工事(据付・配線・配管工事等)費(消費税及び地方消費税を除く。)	1 設備当たり 40,000 円
蓄電システム	設備本体(蓄電池部、電力変換装置、蓄電システム制御装置等)及び付属品(計測・表示装置、キュービクル等)の購入費並びに工事(据付・配線工事等)費(消費税及び地方消費税を除く。)	1 設備当たり 50,000 円

※対象とならない経費は、運搬・処分費、申請書作成・代行手数料、保証費など

4. 手続の流れ

※鉛筆や消えるボールペンで記入された書類は不可となります。

(1) 【交付申請】

補助金対象設備の設置工事開始（補助対象設備が設置された建売住宅を購入する方にあっては引渡し）の2週間前までに、次に掲げる書類を添えて、環境政策課窓口に提出してください。（期限厳守・郵送不可）

※提出書類に不足がある場合は受付できませんので、ご注意ください。

※設置工事完了から国の許可に数か月時間を要し、実績報告の際に設置完了日の証明書類である保証書の発行が遅れるケースが多く見受けられますので余裕をもって申請をお願いします。

提出書類一覧

①牛久市住宅用環境配慮型設備設置事業補助金交付申請書（様式第1号）

※申請者欄は必ず申請者が自書してください。（押印は不要）

※様式第1号【設置完了予定日又は建売住宅の引渡し日】は、補助対象機器の保証書に記載される保証開始日またはお引渡し日となります。機器の設置のみでは完了日とみなしませんのでご注意ください。

②工事請負契約書（建売住宅の場合は売買契約書）の写し及び補助対象経費にかかる明細書（補助対象経費のみの専用見積書等）の写し

※契約書は契約行為の成立の他、設備の設置経費内訳及び設置場所が確認できるページの写しおよび補助対象経費にかかる明細が確認できる補助対象経費のみの専用見積書等の写しも添付してください。契約者と申請者は同一人物であることが必要です。

③補助対象設備の形状、規格等が分かるカタログ等（コピー可）

※設置しようとする設備のカタログで、メーカー名、型番、最大出力などの記載があるもの。

④環境配慮型設備の設置予定箇所の位置図

※地図のコピー等に所在地をマークしてください。

⑤環境配慮型設備の設置予定箇所の配置図

※建物配置図に設置する箇所をマークしてください。

⑥環境配慮型設備の設置工事着手前の写真

新築の場合 ➡ 設置予定場所

既築の場合 ➡ 新規の場合は設置予定場所・買い替えの場合は既存の設置場所

建売の場合 ➡ 設置された補助対象設備及び建物の全景

※写真についてはカラー写真として、デジタルカメラ等により撮影し、普通紙にカラー印刷したものとしてください。

※新築の場合であって家屋自体がまだ建っていない場合は更地等の現況及び土地の周囲の状況が分かる写真としてください。

⑦「いばらきエコチャレンジ」登録者のアカウント情報画面（登録者の氏名及びメールアドレスが表示されている画面）の写し

※登録の際は登録者の氏名（フルネーム）で登録願います。（ニックネーム不可）

※登録の際の「お住いの市町村」は「牛久市」で登録願います。

⑧市税等の納税証明書（申請日の属する年の１月１日時点で牛久市外に居住していた方のみ。写しでも可。）

※申請日前１カ月以内に発行された、発行時点で取得できる最新年度のもの。

※書類の名称は市区町村によって異なりますので、課税担当課等にご確認ください。

⑨委任状（申請者本人以外が申請書類一式を提出する場合）

※必ず申請者が自書してください。（押印は不要）

※様式の規定はありませんので任意の様式で作成していただくことになります。

（参考様式は市ホームページに掲載しています。）

蓄電システムについては、上記①～⑨の他、以下の書類も必要となります。

- ・国の委託事業者がホームページ等でパッケージ型番として記載している番号が分かる書類（カタログのシステム型番とは異なる場合がありますので、ご注意ください。）
- ・太陽光発電システムの設置及び発電出力（または定格出力）が確認できる書類（【既設】電力需給契約申込書の写し等、【新設】太陽光パネルの発電出力及び設置パネル枚数が確認できる設置図面等）
- ・太陽光発電システムとの連携が確認できる書類（単線結線図等）

★その他、市長が特に必要と認めた書類の提出をお願いすることがあります。

～申請書類を持参された方の本人確認を実施します～

申請書類を持参された方の本人確認を行いますので、運転免許証やマイナンバーカードなどの本人確認書類を持参ください。



(2) 【交付（不交付）決定】

審査の上、交付が適当と認めた場合には、牛久市住宅用環境配慮型設備設置事業補助金交付決定通知書（様式第２号）を市から申請者に送付します。

※審査において、現地確認を行う場合があります。

※以下の要件に当てはまる場合は不交付となり、補助金不交付決定通知書を送付いたします。

【不交付となる要件】

- ・申請書の提出日時点で申請者に市税等の滞納がある。
- ・申請者又は同一世帯の方が過去に同一の設備で牛久市住宅用環境配慮型設備設置事業補助金交付要綱による補助金の交付を受けている。
- ・設置工事(又は引渡し)終了後に交付申請を行った。
- ・申請対象となる設備について、本手引きの3ページの「3. 補助対象設備等(1) 補助対象設備及び補助予定台数」に規定する補助対象設備の要件を満たしていない。

★申請書の内容を変更するには

交付決定後、下記が判明した時点で速やかに牛久市住宅用環境配慮型設備設置事業補助金(変更・中止)承認申請書(様式第3号)を提出してください。

- ① 設置する機器が変更となる場合
- ② 申請時の設置完了予定日から2カ月以内に実績報告書の提出ができないことが判明した場合
- ③ その他補助事業の内容を変更または中止しようとする場合

変更(中止)を承認した場合には、牛久市住宅用環境配慮型設備設置事業補助金(変更・中止)承認通知書(様式第4号)を市から申請者に送付しますので、通知を受理後に設置工事等を実施してください。

※変更の場合は、カタログの写しやメーカーの遅延証明書等、変更内容や変更理由が分かる書類が必要です。



(3) 【設置工事等】

交付決定通知を受けた後に着工(建売住宅の場合は引渡し)してください。

※交付決定通知前に着工(建売住宅の場合は引渡し)している場合は補助金が受けられません。



(4)【実績報告・補助金交付請求】

設置工事(建売住宅の場合は引渡し)が完了したら、次に掲げる書類を添えて環境政策課窓口に出してください。

※提出期限→設置工事【機器の保証期間開始日】(又は引渡し)完了2カ月以内もしくは令和8年2月27日(金)のいずれか早い日となります。(提出期限を過ぎた場合は交付決定の取消しとなります。)

※補助金の振込口座については申請者名義の口座のみとなります。

※実績報告書の提出は郵送可(提出期限必着)とします。なお、提出された書類が不足している場合は、受付できませんので書類一式を返送させていただきます。

提出書類一覧

①牛久市住宅用環境配慮型設備設置事業補助金実績報告書(様式第5号)

※申請者欄は必ず申請者が自書してください。(押印は不要)

②牛久市住宅用環境配慮型設備設置事業補助金交付請求書(様式第6号)

※申請者欄は必ず申請者が自書し、かつ押印してください。(申請年月日記入不要)

③環境配慮型設備の設置に係る経費が明記された領収書の写し

※新築等であって、領収書の金額に補助対象設備の設置に係る金額以外も含まれている場合は、設置経費の内訳の分かる書類を併せて添付してください。

※クレジットカード等による分割払いの場合は、ローン契約が成立したことが分かる契約書等の写しを添付してください。

④環境配慮型設備の保証書の写し

※メーカー等が発行するもので、工事完了日【機器の保証期間開始日】(引渡し完了日)及び申請者の氏名が記載されているもの。販売店の記載欄がある場合は必ず記載をお願いします。

⑤環境配慮型設備の設置状況が確認できる写真

※設置された設備本体の全景及び型番が分かるよう拡大したものをデジタルカメラ等でカラー写真で撮影し、普通紙にカラー印刷したものとしてください。

《設備本体とは・・・》

蓄電池システム	蓄電池ユニット及びパワーコンディショナー
家庭用燃料電池システム(エネファーム)	燃料電池ユニット、貯湯ユニット

⑥現地確認希望調査票

※現地確認については、電話及びメールにて日程調整をさせていただきます。

※現地調査の日時は、平日(土日祝日及び12月27日から翌1月4日を除く。)の午前9時から午後4時半とします。

⑦住民票の写し（市外から転入する方または市内で転居する方）

※設備の設置完了後の日以降に発行されたもので、本籍・続柄・マイナンバーの記載がないものとしてください。

※市内転居する方で、住民基本台帳の閲覧を承諾した場合は省略できます。

⑧アンケート

★上記の他、市長が特に必要と認めた書類の提出をお願いすることがあります。



(5)【事業実施状況確認】

実績報告書及び必要書類について市が書類審査し、現地確認を行います。

※蓄電池ユニット、パワーコンディショナー、太陽光発電システムまたは燃料電池ユニット、貯湯ユニットの確認のために、住宅の敷地内または住居内を調査しますので、申請者又はご家族の立会いを原則お願いしております。



(6)【補助金交付】

適正に設置していることを市が確認した場合、牛久市住宅用環境配慮型設備設置事業補助金交付額決定通知書（様式第7号）を送付し、補助金交付請求書に記載された口座に補助金を振り込みます。

※振込は通知書発送から20日程度かかります。記帳等により確認してください。

6. 補助の取消

以下の要件に当てはまる場合は交付決定が取消しになります。（補助金交付後に判明した場合は補助金を返還していただきます。）

【取消しとなる要件】

- ・虚偽又は不正な手段により交付決定を受けたことが判明したとき。
- ・交付決定を受けた補助金の実績報告を、設置【機器の保証期間開始日】（又は引渡し）完了後2か月以内又は令和8年2月27日（金）のいずれか早い日までに提出することができないとき。

7. 補助交付完了後の注意事項

1) 財産の適正管理と処分制限

設置した設備等は、その法定耐用年数（家庭用燃料電池システム及び蓄電システムともに6年）の期間、適正な管理を行う必要があります。法定耐用年数の期間内に設置した機器等の処分を行う場合は事前に承認を受けなければなりません。この場合、補助金を返還していただくこともあります。

2) 関係書類の保管

この補助事業に係る書類については、補助事業が完了した年度の翌年度から5年間保管してください。

8. その他

補助金交付要件として、ご家庭での環境に関するアンケートをお願いします。今後の温室効果ガス削減に関する資料としてのみ使用し、個人情報に関して目的外使用はいたしませんのでご了解願います。

令和 7 年 4 月 2 5 日

牛久市長 様

住所・氏名・電話番号は自書で記入
（印は不要）

申請者 住 所 牛久市〇〇 3 丁目 1 - 1

氏 名 〇〇 〇〇

電話番号 0 9 0 - * * * * - 1 2 3 4

携帯電話番号等、日中に連絡
がつく番号を記入

牛久市住宅用環境配慮型設備設置事業補助金交付申請書

牛久市住宅用環境配慮型設備設置事業補助金交付要綱第 5 条の規定に基づき、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

なお、補助金の交付決定を受けるに当たり、市税
意します。

本手引きの4ページの「3. 補助対象設
備等(2)補助対象経費及び補助金
額」に規定する補助対象経費を記入し
てください。（税抜き額）

申 請 区 分	☐ 家庭用燃料電池システム ☒ 蓄電システム		
補 助 金 交 付 額	5 0 , 0 0 0 円	補 助 対 象 経 費	2 , 0 0 0 , 0 0 0 円
設 置 場 所	牛久市〇〇 3 丁目 1 - 1		
建 築 区 分	☐ 新 築 ☒ 既 築 ☐ 建 売		
着 工 予 定 日	令和 7 年 5 月 2 2 日		
設置完了予定日又は建 売住宅の引渡し日	令和 7 年 5 月 2 5 日		
	☐ 環境配慮型設備の設置に係る経費の内訳が明記されている工 事請負契約書又は売買契約書等の写し（※） 経費の内訳が明記されていない場合は、見積書等の 分かる書類の添付が併せて必要になります。 設備の形状、規格等が分かるカタログ等 型設備の設置予定箇所の位置図		
添 付 書 類	☐ 環境配慮型設備の設置予定箇所の配置図 ☐ 環境配慮型設備の設置工事着手前の写真 ☐ 市税等の納税証明書（申請日の属する年の 1 月 1 日時点で本市 に住所を有していた者を除く。） ☐ 委任状（交付申請手続を設置業者等に委任するものに限る。） ☐ その他市長が必要と認めるもの（書類名： ）		

設置完了日＝機器の保証書に記載さ
れる保証開始日（「お引渡し日」と記載
されるケースもあります）

確認対象者	申請者	確認書類	運転免許 マイナンバーカード 保険証 その他（ ）	受付者印
	代理人	重要説明	申請内容を変更または中止をする 場合の手続きの説明	

令和 7 年 6 月 1 0 日

牛久市長 様

住所・氏名・電話番号は自書で記入
（印は不要）

交付決定者 住 所 牛久市〇〇 3 丁目 1 - 1

氏 名 〇〇 〇〇

電話番号 0 9 0 - * * * * - 1 2 3 4

交付決定通知書の右上にある日付と
番号を記入

牛久市住宅用環境配慮型設備設置事業補助金実績報告書

令和 7 年 5 月 7 日付け牛久市指令第 1 1 1 1 号で交付決定通知のあった事業が完了したので、牛久市住宅用環境配慮型設備設置事業補助金交付要綱第 8 条の規定に基づき、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

機器の保証期間開始日を記入

設 置 完 了 年 月 日	令和 7 年 5 月 2 5 日
補 助 金 交 付 決 定 額	5 0 , 0 0 0 円
補 助 対 象 経 費	2 , 0 0 0 , 0 0 0 円
添 付 書 類	☐環境配慮型設備の設置に係る領収書の写し（※） ※領収書に補助対象設備の設置に係る金額以外も含まれている場合は、経費の内訳が分かる書類が併せて必要になります。 ☐環境配慮型設備の保証書の写し ☐環境配慮型設備の設置完了後の写真 ☐世帯全員が記載された住民票の写し（市外から転入する場合。設置又は引渡し完了以後に発行されたものに限る。） ☐その他市長が必要と認めるもの（書類名： ）

交付申請書と同じ（税抜き額）

市内転居に伴う住民基本台帳の閲覧を承諾する

自書

※実績報告書は、設置完了後 2 か月以内、又は令和 8 年 2 月 2 7 日（金）のどちらか早い日までの提出となります。期限内に提出できない場合は交付決定取消しとなりますのでご注意ください。

記入例

日付は記入不要

年 月 日

牛久市長 様

交付決定者 住 所 牛久市〇〇 3 丁目 1 - 1

住所・氏名・電話番号は自書で記入
（印が必要）

氏 名 〇〇 〇〇 印

電話番号 0 9 0 - * * * * - 1 2 3 4

牛久市住宅用環境配慮型設備設置事業補助金交付請求書

牛久市住宅用環境配慮型設備設置事業補助金交付要綱第 9 条の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

1 請求額 金 5 0 , 0 0 0 円

2 振込口座指定

金 融 機 関	〇〇〇 銀行 信用金庫 〇〇〇 支店 信用組合 () ()		
預 金 種 別	普通 ・ 当座 ・ その他 ()		
口 座 番 号	1 2 3 4 5 6 7		
口 座 名 義	フリガナ	〇〇 〇〇〇〇	
	氏 名	〇〇 〇〇	

※振込口座として、交付決定者名義以外の口座は、指定することができません。

現地確認希望調査票

希望日時	第一希望	令和 7 年 6 月 16 日(月) 午前・ <u>午後</u> 1時～
	第二希望	令和 7 年 6 月 17 日(火) <u>午前</u> ・午後11時～
	第三希望	令和 7 年 6 月 18 日(水) 午前・ <u>午後</u> 2 時～
対応予定者	〇〇 〇〇 (続柄: 本人)	
電話番号	0 9 0 - * * * * - 1 2 3 4	
メールアドレス	〇〇〇〇1234@docomo. ne. jp	

※現地確認日時の連絡は電話またはメールにてご連絡させていただきますので、普段ご利用のメールアドレスをご記入ください。

※希望日時は平日 9 時から 16 時半(土日祝日及び 12 月 27 日～翌 1 月 4 日を除く)の間でお願いいたします。また、対応予定者は、申請者本人に限らず、同一世帯の方でも可能です。

※当日は、申請された通りにエネファームまたは蓄電池が設置されているか(本体・パワーコンディショナー・太陽光パネル等の設置状況及び写真撮影)を確認させていただきます。